

ASEANの知財概況

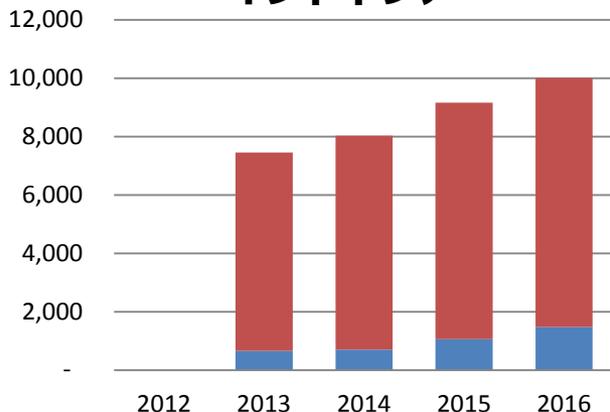
2018年5月30日
JETROバンコク事務所

1. ASEANの知財状況
2. ASEANの知財課題と対策
3. JETROバンコク知財部の活動
4. まとめ

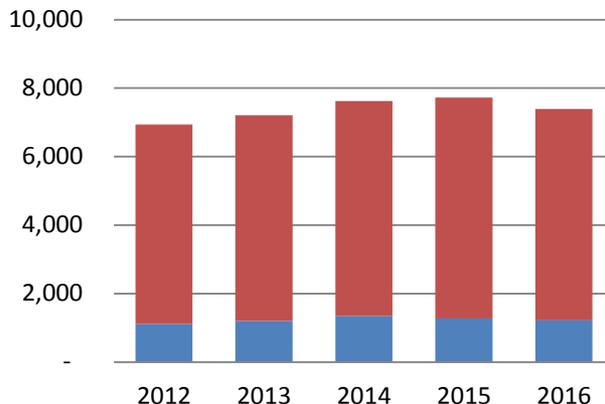
1. ASEANの知財状況

1. ASEAN主要国の特許出願件数推移

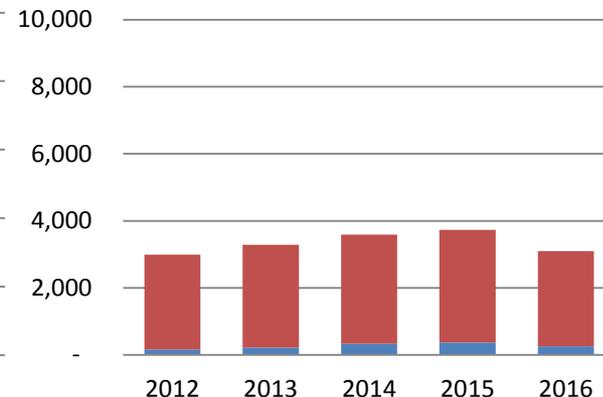
インドネシア



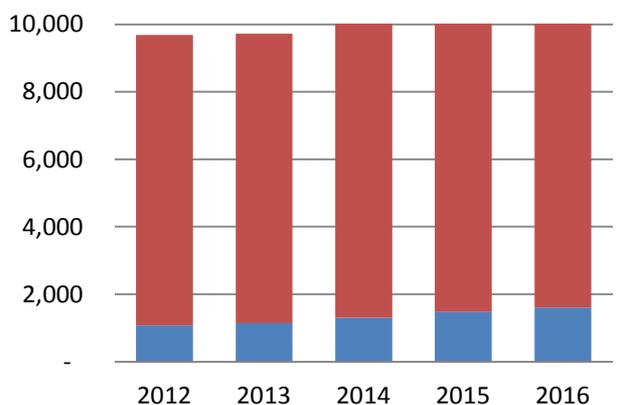
マレーシア



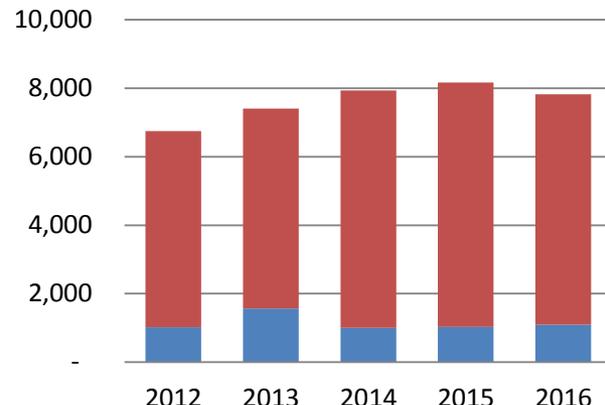
フィリピン



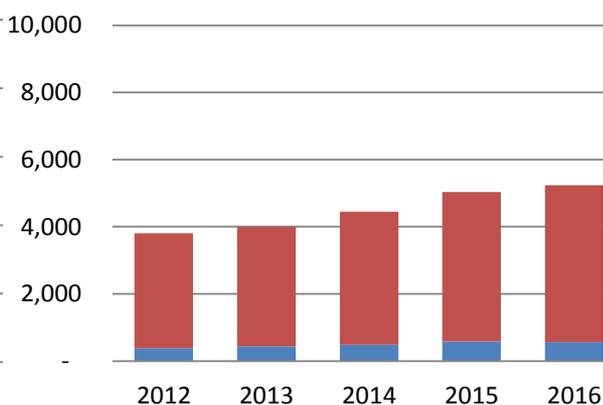
シンガポール



タイ



ベトナム



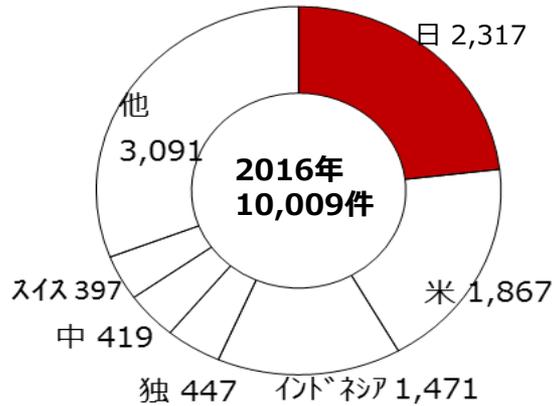
- 数千件～1万件のオーダーで推移
- ここ数年での傾向は「微増」

■ Resident
■ Non Resident

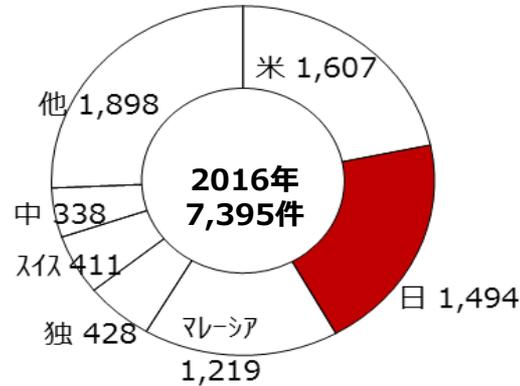
出典：WIPO統計、現地政府資料
データ不備等あるため注意。

1. ASEAN主要国の特許出願件数（出願人国籍別内訳） JETRO Japan External Trade Organization

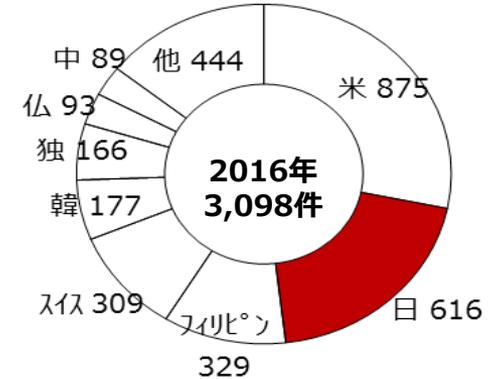
インドネシア（2016年）



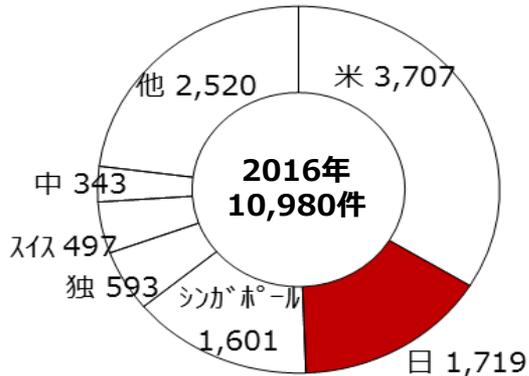
マレーシア（2016年）



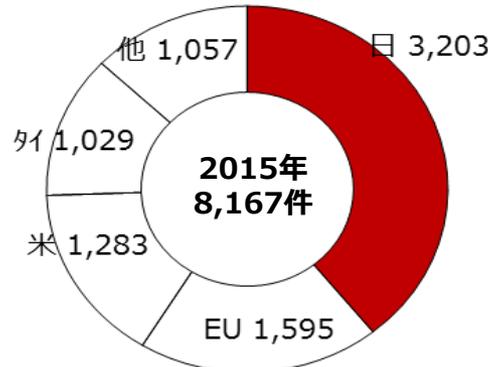
フィリピン（2016年）



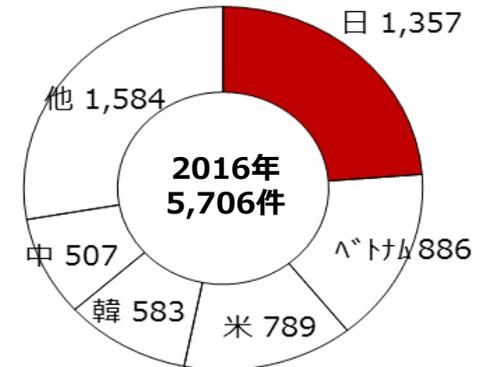
シンガポール（2016年）



タイ（2015年）



ベトナム（2016年）



- 外国からの出願の割合が高い
- タイ出願の約4割は日本からの出願

※ベトナムのみ
特許+実案

出典：WIPO統計、現地政府資料

1. 最近の知財トピックス ～タイ～

法整備が急速に進む

2016.7 **商標法改正** 音商標の導入（2017.9から受付開始）



2017.8 **マドプロ加盟** 2017.11より受付開始



タイ知財局マドプロオフィス



2018中 **特許法改正
(予定)**

<主な改正内容>

- ・**出願公開時期の明文化（1年6か月）**
- ・自発分割の導入、審査請求の出願日基準
- ・新規性の世界公知の明確化、登録後の誤記訂正



2018
以降 **意匠法改正
(予定)**

<主な改正内容>

- ・**権利化期間の伸長（10年⇒15年）**
- ・特許法から意匠特許を分離、**ハーグ協定への対応**
- ・**デザインステップ（Creativity）の導入**

1. 最近の知財トピックス ～シンガポール～

知財ハブ・マスタープランの実施

- ①高品質知財出願のハブ ②知財取引と管理のハブ ③知財紛争解決のハブ

- ASPECの推進（後掲）
- 修正実体審査制度の廃止（2020年1月）
- PCT国際調査機関・予備審査機関開始（2015年9月）



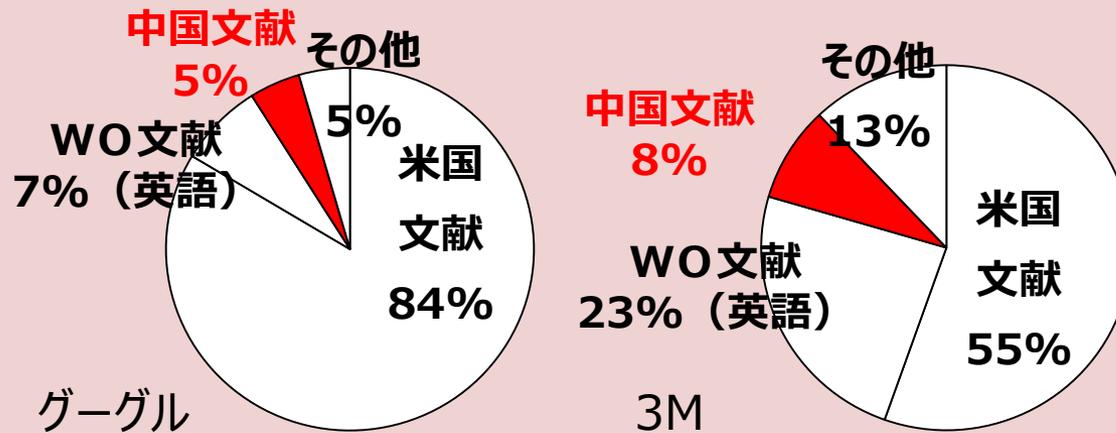
＜シンガポール知財庁の強み＞

審査官100人のうち90%が博士号保有、**35%が中国語ネイティブとして中国語サーチが可能**



グーグル、3Mがシンガポール知財庁のPCT国際調査報告の活用を検証中

PCTサーチレポートでX、Y引例に挙げられた文献の割合



- ・現段階で中国文献比率は低い
- ・分野によっては高まる可能性

1. 最近の知財トピックス ～ベトナム～

日ベトナム特許審査ハイウェイ（PPH）の実施

・2016年4月より試行開始（受付上限100件/年）

2016年：4月1日～8月24日受付終了

2017年：4月1日～5月30日受付終了

2018年：4月1日～4月3日受付終了



特許審査WGの設立に合意

(2018年2月22日)

- ・これまでのPPHの評価と2019年度以降のPPHの進め方
- ・特許審査官の人材育成、品質管理体制の構築支援等の協力促進



➤ 審査期間

FA:平均9.7月

最終:平均11.5月

➤ 審査結果

特許率：96%

FA特許率：40%

➤ これまでに分かっている課題

- ・出願公開前にPPH申請がされた場合はすぐに審査ができない
(出願公開を待たなければならない)
- ・ベトナム語への誤訳が多い

1. 最近の知財トピックス ～ミャンマー～

知財法成立に向けて

<法改正の状況>

- 法案は上院通過、現在下院にて審議中。
- 2018年内の法案成立（その後の早期施行）を期待。



<現状の権利化・エンフォースメント>

- 先使用の証拠として①**商標の登記**を行い、②**新聞広告**し、③**実際に使用**する、ことが権利主張の要件。 ※現在30万件の商標が登記済

商標法施行後の手続について（ミャンマー教育省）

案



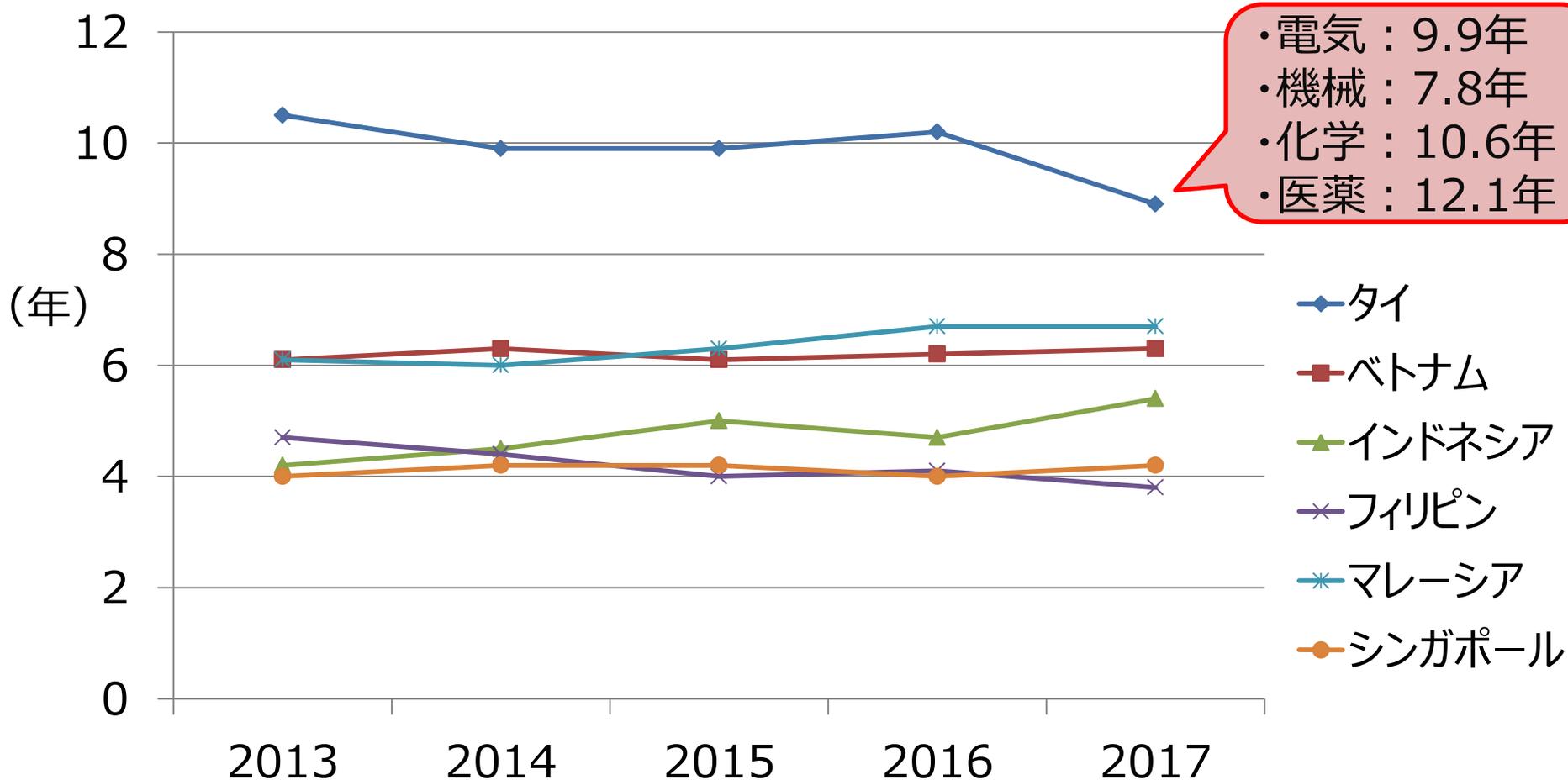
- ◆ **登記済でも商標出願が必要**
- ◆ IP庁設立時の出願とみなされる
- ◆ 優遇措置を受けられる

- 第三者による**冒認商標出願**は**異議申立て**で対応。
- より詳細な手続き・必要書類等は**施行規則**待ち。
- 知財法施行後は世界各国から出願殺到が予想される。**信頼のおける代理人と連携し準備要。**

2. ASEANの知財課題と対策

1. 権利化期間が長い
2. 権利行使の実効性が不明

2. ASEAN主要国における権利化期間推移（特許）



- 依然として審査遅延の問題は残るが、**タイについては急速に改善**されつつある。
- (16年) 10.2年, 登録1837件 ⇒ (17年) 8.9年, 登録2966件

2. JPOからの特許審査官人材育成支援

タイ特許審査官人数の推移

2015	2016	2017	2018
24	43	76	94
	+19	+33	+18

新人特許審査官の育成支援



タイ知財局での研修だけでなく「フォローアップ研修」として日本への招へい研修も実施

2. ASEANにおける早期権利化の手段について

1. PPH・・・日本の審査結果を利用して早期権利化
 <第1庁：日本 ⇒ 第2庁：ASEAN>
2. ASPEC・・・ASEAN各国での審査結果等を共有して早期権利化
 <第1庁：シンガポール ⇒ 第2庁：ASEANが多い>

どちらが好ましい？

PPH : Patent Prosecution Highway)
 ASPEC: ASEAN Patent Examination Co-operation

ASEAN知財庁は「**両者を同一に扱う**」とコメント

タイの事例	申請件数	審査済 (特許査定/補正命令)	申請から査定（補正命令）までの期間
PPH (14-18年1月)	<u>1152件</u>	700件 (進捗率60%)	<u>約12か月</u>
ASPEC (12-17年12月)	<u>115件</u>	52件 (進捗率45%)	<u>約14か月</u>

出典：タイ知財局

- 早期権利化の観点でPPHとASPECに大きな違いはない
- 多くの日本企業は使い慣れたPPHを利用

2. ASEANにおける権利行使の状況と課題

権利行使の状況

- 現状では模倣品対策が主流、商標権を用いた刑事・行政摘発が普通。
- 模倣品対策は各国の適切な機関を使うことが重要。
(タイ：警察、ベトナム：市場管理局 等)
- 特許による民事事件（侵害訴訟）は非常に少ない。

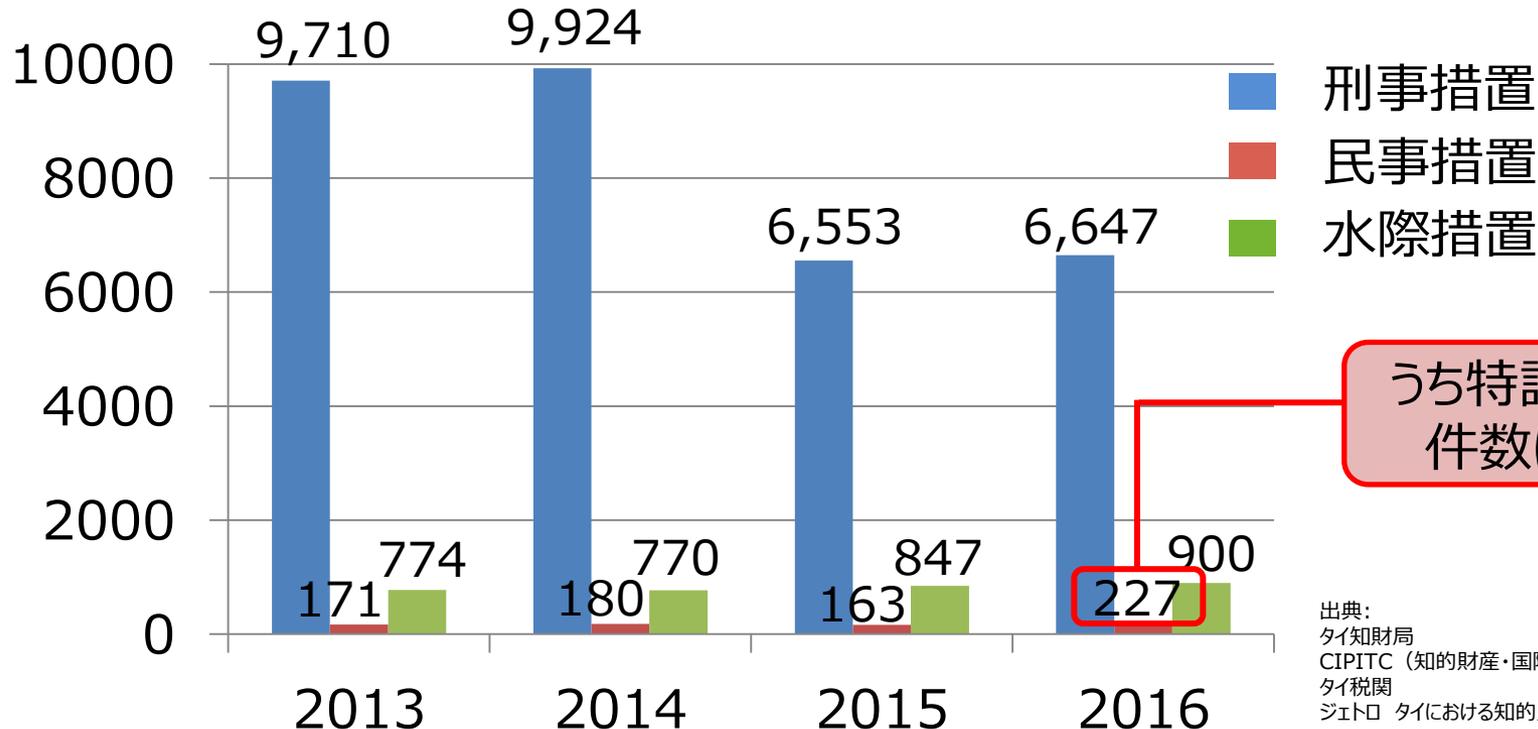


海賊版映画のDVD



模倣化粧品

(例) タイの刑事、民事、水際措置の件数



うち特許侵害訴訟
件数は10数件

出典：
タイ知財局
CIPITC（知的財産・国際取引中央裁判所）
タイ税関
ジェトロ タイにおける知的財産の権利執行状況調査2017

タイの実情

- 水面下では特許係争案件は年100件以上（タイ大手法律事務所）
- タイ知財裁判所は特許を扱うことができる裁判官を増員予定
- 特許侵害訴訟を検討しているとの相談件数増加
⇒（背景）タイ企業成長に伴い、商標模倣から機能・デザイン模倣へ
- 今後は国内企業や中国企業のさらなる台頭により特許訴訟が増加していくと予想

特許・意匠でしか対応できない
状況が現実に発生している

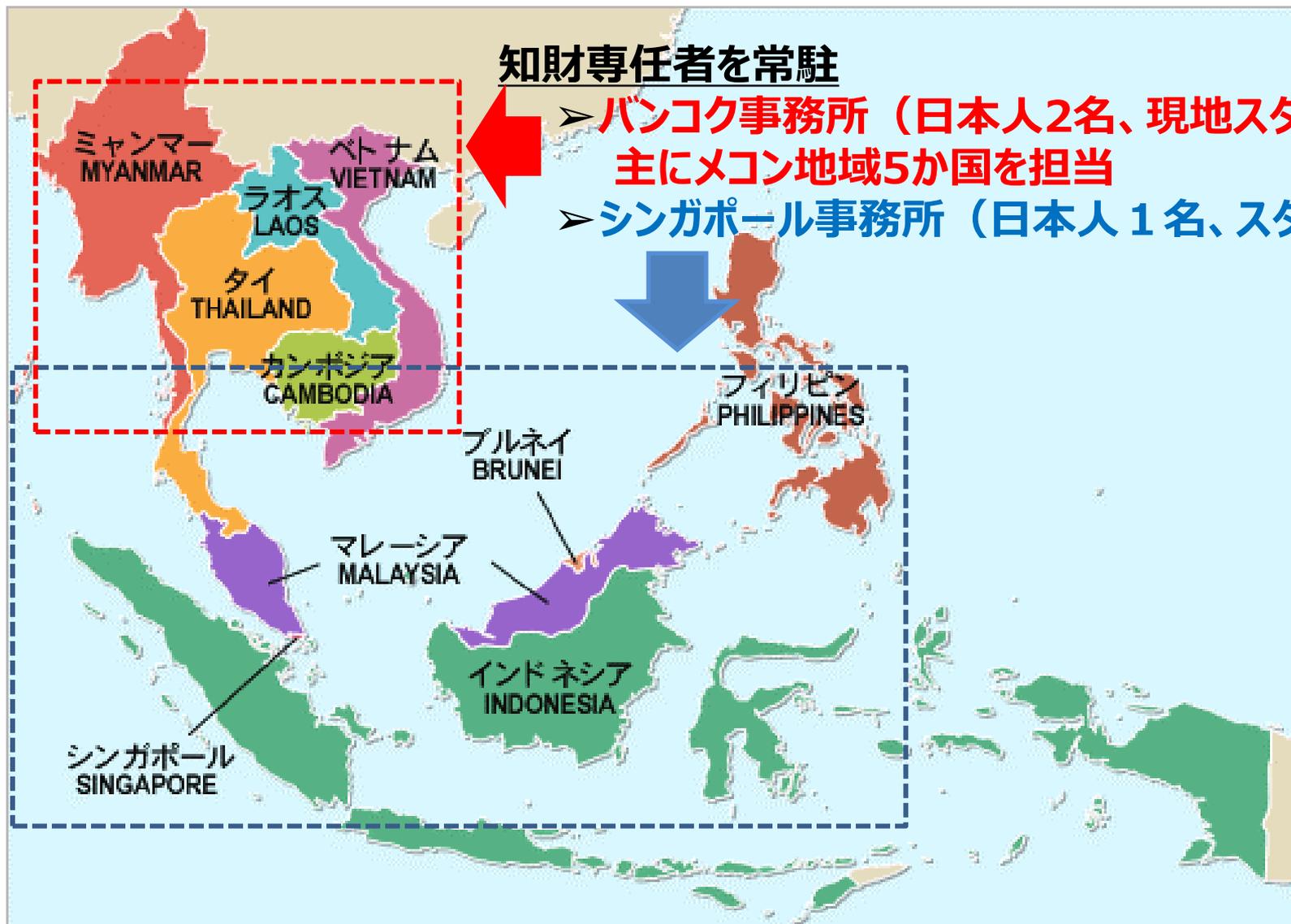
トラブルが生じた時に備え使える権利を確保しておくことが重要。
誤訳には十分に注意する。誤訳訂正制度がない国もある。
⇒重要な案件は逆翻訳をかける等
（ある企業はクレームのみ逆翻訳を行いチェック機能を強化）

タイ知財局審査長からのアドバイス(2018/1/31)

- ・同一の翻訳者を利用
- ・タイ語－日本語対応リストを活用

3. JETROバンコク知財部の活動

3. JETROバンコク知財部の活動



主な業務：

- ① ASEAN知財制度・模倣品に関する情報の調査
- ② 日系企業等への知財に関する法律的な助言（ブリーフィング）
- ③ 現地政府機関への協力・ロビーイング（知財庁、警察、税関、裁判所、検察等）
- ④ 現地ASEAN企業への知財啓発活動 →
- ⑤ 東南アジア知財ネットワーク（SEAIPJ）の事務局（会員向けに知財情報を発信、現地WG活動のサポート）

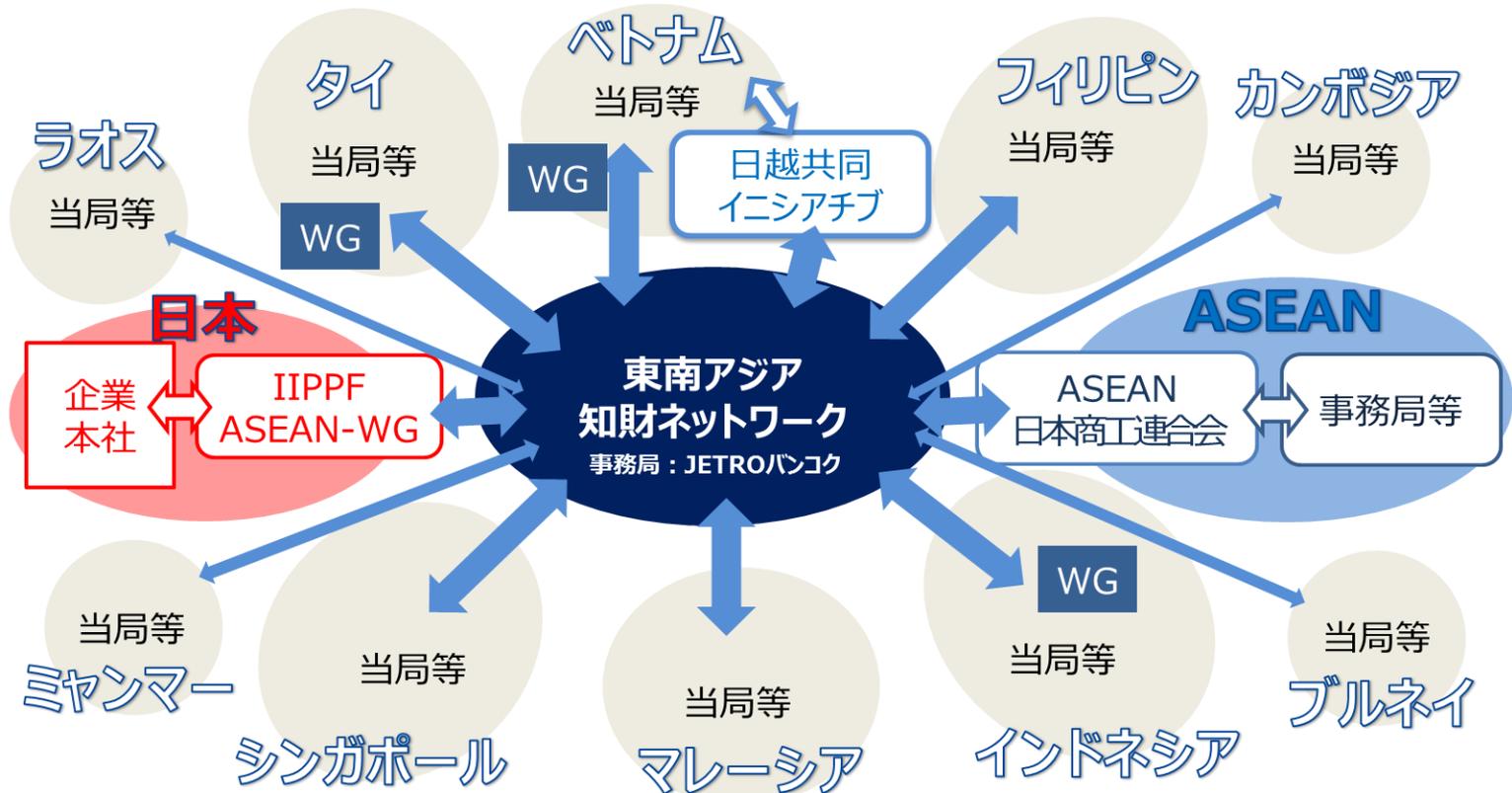


ラオス地方都市ルアンパバーンにて
ラオス地方企業に対し知財制度を説明

3. 東南アジア知財ネットワーク (SEAIPJ)



ASEAN地域における横断的な日系企業の知財活動支援の場として2012年に発足 (JETROバンコクが事務局)



SEAIPJの主な活動

- メンバー間による知財分野での協働、知財関連情報の共有
- ASEAN当局との意見交換や要望提出
- 事務局からの知財ニュース配信やパブコメ募集のお知らせ

3. 東南アジア知財ネットワーク (SEAIPJ) : 知財官民対話

概ね年1回開催



日本側：SEAIPJタイWGや日系企業、JETRO、大使館

タイ側：知的財産局、検察庁、特別捜査局、経済警察、税関、法制局、裁判所

審査促進やエンフォース、法制度整備などを幅広く議論、改善を要請

日系企業が現地政府に直接要望を伝えることができる貴重な機会

3. 東南アジア知財ネットワーク (SEAIPJ) : 技術説明会



審査官数十名に対し企業説明、一般技術及び個別案件を説明

2014

- Dec. **Toyota**, Hybrid vehicle
- Dec. **Honda**, Hybrid vehicle

2015

- Feb. **AJINOMOTO**, amino acid
- Jun. **Honda**, Fuel cell vehicle
- Oct. **Toyota**, air-bag/EV technology

2016

- Jan. **JFE steel/UACJ**, steel plate and aluminum processing technology
- Feb. **AJINOMOTO**, amino acid
- Mar. **Panasonic, 3D-Blue Ray**

2017

- Feb. **UACJ**, Aluminum related technology
- Apr. **Yamaha Motor**, TRICITY
- Jun. **UBE INDUSTRIES**, Polybutadiene
- Jul. **Japan Aluminium Association**, Aluminum related technology
- Dec. **Japan Automobile Manufacturers Association**, Automobile related technology
- Dec. **Asahi Kasei**, non woven fiber
- Dec. **Nisshin Foods**, Frozen pasta



<2017/10月に効果検証を実施>
14～16年に個別案件説明を行った
13件中11件が登録済

ベトナム、インドネシアでも実施

3. 真贋判定セミナー

税関職員に対して正規品と偽物との見分け方をレクチャー



昨年実施したバンコクでのセミナー風景
日系企業11社1団体が参加

- 17年度はタイ（6月）、ミャンマー（8月）、ラオス（10月）で実施
- 18年度はタイ（9月）、カンボジア（11～12月）を予定

- ◆ 権利化期間は依然として長い
⇒ PPHの活用を推奨。
- ◆ 特許での権利行使はまだまだ有効とは言い難い
⇒ 今後増加が予想される訴訟に備え、使える権利を
取得しておくことが重要。誤訳には注意。
- ◆ ミャンマー知財法制定が間近
⇒ 代理人と連携し商標出願・優遇措置申請の準備を。
- ◆ JETROバンコク知財部の活動を紹介
⇒ JETROを活用ください。
 - ・早期権利化であれば技術説明会
 - ・模倣品対策であれば真贋判定セミナー、など。

ありがとうございました

なお、本資料の内容は正確を期しているものの、必ずしもその正確性を保証するものではありません。
ご了承ください。

ジェトロ・バンコク事務所
知的財産部

TEL : +66-2253-6441 ext. 140
Email : bgk_ip@jetro.go.jp

メールマガジン「東南アジア知財ニュース」
「東南アジア知財ネットワーク」については、
<http://www.jetro.go.jp/world/asia/ip/> へ